

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年3月9日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等および繰上償還を予定しており所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第一部【証券情報】

### ( 5 ) 【申込手数料】

<訂正前>

申込価額（発行価格）×2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率  
消費税率が10%となった場合は、2.75%（税抜2.5%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

<訂正後>

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

### ( 7 ) 【申込期間】

<訂正前>

2019年 9月10日から2020年 9月 9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

2019年 9月10日から2020年 9月 9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を2020年5月26日までとし、2020年5月28日をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)その他をご確認ください。

### ( 12 ) 【その他】

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

ファンドの純資産の減少により、投資信託約款に定める商品性に沿った運用が困難になりつつあることから、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2020年3月11日現在の受益者（2020年3月9日までに、取得申込みの受付を完了された方が対象となります。）に、2020年5月28日付けで繰上償還することについての意向を確認する手続きを2020年3月11日から2020年4月14日まで行います。

当該期間中に償還に反対された受益者の受益権の合計口数が2020年3月11日現在の受益権総口数の半数を超えない場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は2020年5月26日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を公告するとともに、2020年3月11日現在の受益者にその旨を記載した書面を交付いたします。

繰上償還決定の可否につきましては、2020年4月15日に委託会社のホームページ  
(<https://www.am.mufg.jp/>)にてお知らせいたします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型 ( )
		その他資産 ( )		
追加型	内外	資産複合	E T F	

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド			
大型株	年4回	北米				
中小型株	年6回	欧州				
債券	(隔月)	アジア				
一般	年12回	オセアニア	ファンド・オブ・	なし	T O P I X	条件付運用型
公債	(毎月)	中南米	ファンズ			
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他 ( )	中近東				
クレジット		(中東)				
属性 ( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものでです。

### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等を実質的な主要投資対象とし、厳選した10カ国に分散投資を行うことにより、高い利子収入の獲得と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

### 特色1

高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして、主に新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等に投資を行います。

- ファンドにおいて国債および国際機関債等とは、国債、複数国が協調して設立した国際的な組織が発行する債券、および投資対象国の政府系機関が発行する債券のうち投資対象国の政府が保証を行うか政府出資比率が100%の企業が発行する債券、等を指します。



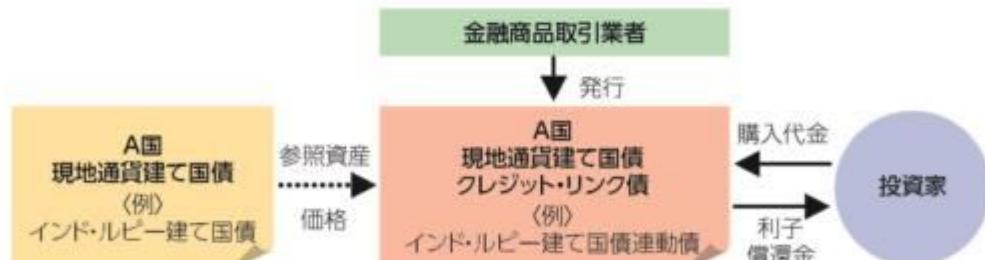
### 新興国とは

ファンドにおける「新興国」とは、原則として世界銀行分類の高所得国を除く国を指します。

### 投資対象について

投資対象国の規制等により、現地通貨建ての国債等への直接投資が難しい場合、ほぼ同等の投資成果が見込まれるクレジット・リンク債に投資することがあります。

#### <イメージ図>



- 投資するクレジット・リンク債は、通常、取得コスト等の理由から格付けを取得しません。
- 投資判断に当たっては、投資成果が連動する債券の格付けおよび取得時の発行体(金融商品取引業者)の格付けも参考にします。

例えば、金融商品取引業者に、ある現地通貨建て新興国国債にパフォーマンスが連動する新たな債券(=クレジット・リンク債)を発行してもらいます。当該クレジット・リンク債は、現地通貨建て新興国債券のリスクを内包しており、その価格は為替や金利の変動に伴う参照資産のリターンの推移に連動します。なお、発行体の金融商品取引業者の信用リスクが大きく変動した場合も当該クレジット・リンク債の価格はその影響を受けます。

- 金融商品取引業者とは、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者(外国の法令に準拠し、外国において同種の業務を行う法人等を含む)をいいます。
- 参照資産が新興国の債券指数となる場合もあります。

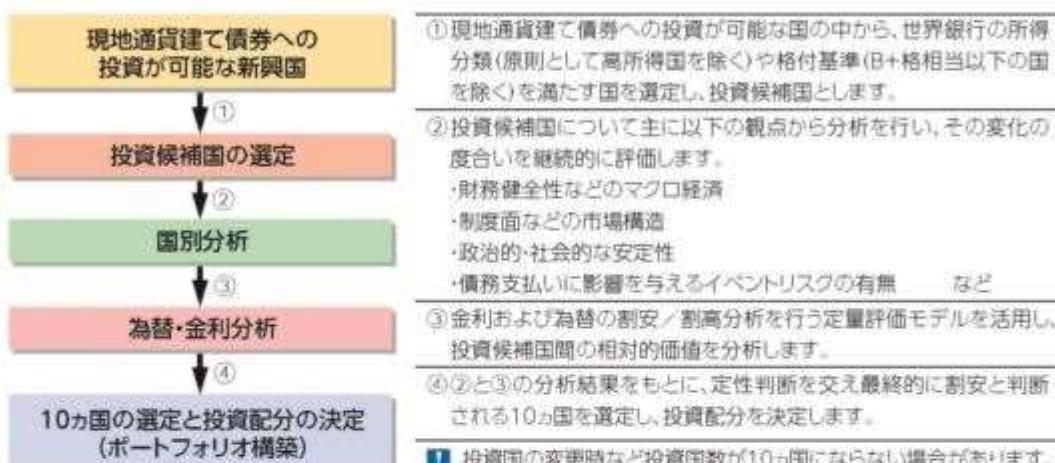
## 特色2

投資適格の信用力(BBB-格相当以上)を持つ債券を中心に、厳選した10カ国に分散投資を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

- 新興国の現地通貨建て債券への実質的な投資は、「新興国現地通貨建債券ファンドF(適格機関投資家専用)」を通じて行います。

**!** 格付けは、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、フィッチ・レーティングスのうち最も高い格付けを適用します。

### 厳選した10カ国に分散投資を行うポートフォリオ構築の流れ



- 10カ国に分散投資を行うため、新興国の現地通貨建て債券市場全体に幅広く投資した場合に比べて、リスクは高くなる傾向がありますが、以下のような運用を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

- 1カ国への投資比率は、純資産総額の15%以内を目安とします。
- 取得時において、BB+格相当以下の格付けを有する債券への投資は、純資産総額の20%以内とし、B+格相当以下の債券への投資は行いません。
- 投資国で非常事態が発生した場合は、純資産総額の20%程度を上限に先進国の国債へ投資する場合があります。
- 外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

**□ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。**

### □ 格付け(長期信用格付け)とは

債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。

これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

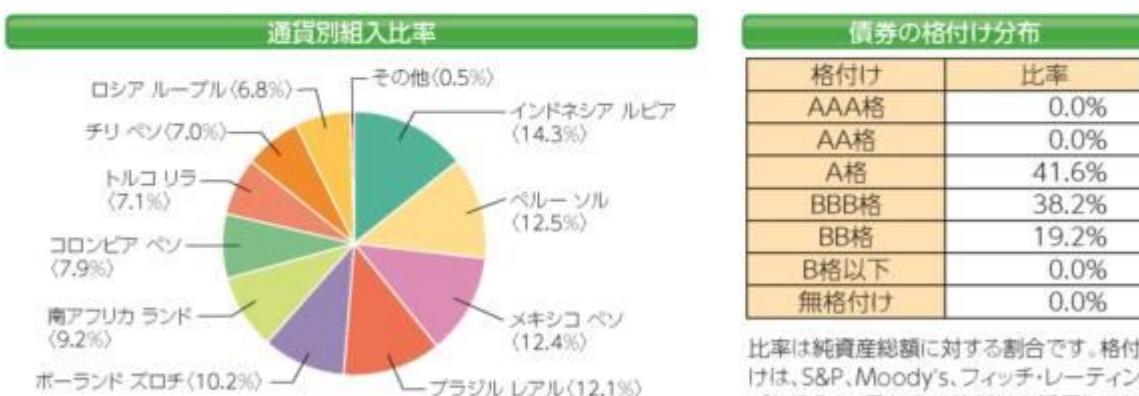


Moody'sでのAaからBaaまでの格付けには「1, 2, 3」、また、S&Pとフィッチ・レーティングスでのAAからBBBまでの格付けには「+, -」という付加記号を省略して表示しています。

上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。



**ファンドが投資する「新興国現地通貨建債券ファンドF(適格機関投資家専用)」の運用状況(2019年12月30日現在)**



比率は実質的な投資通貨で分類した純資産総額に対する割合です。  
クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債券の現地通貨で分類しています。  
比率には、債券評価額、未収利息の他に、未受渡取引・各種費用による未収金・未払金などが考慮されております。  
その他にはコールローン等、その他が含まれ、マイナスの値が表示されることがあります。

比率は純資産総額に対する割合です。格付けは、S&P、Moody's、フィッチ・レーティングスのうち、最も高い格付けを採用しています。格付けを取得していない場合は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクによる独自の格付けを採用しています。なお、付加記号(+-等)を省略して集計し、S&Pの格付記号に基づき表示しています。

- !** 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。
- !** 上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

**特色  
3****原則として、為替ヘッジを行いません。**

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。為替ヘッジを行った場合、そのコストとして日本と投資対象通貨国の金利差相当分を負担することになります。
- !** 為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

**特色  
4****モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのノウハウを活用します。**

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」が投資するマザーファンドの運用に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク<sup>®</sup>に再委託されます。  
※モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、マザーファンドの運用に関する権限の一部をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更に委託することができます。

**モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社について**

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの主要拠点として1987年に設立されました。日本では、公的年金、企業年金、金融機関などの機関投資家向け資産運用業務のほか、国内投信委託会社との運用の再委託契約を中心としたビジネスを開拓しています。

**モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントについて**

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(MSIM)は、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立されました。MSIMが提供する運用戦略は、広範な地域、資産クラス(株式、債券、オルタナティブ、非上場資産)をカバーしています。また、MSIMでは優れた運用プロフェッショナルの知見と、モルガン・スタンレーのリソースを活用したサービスの提供に努めています。グローバル企業としてのプレゼンスとリソースを生かすことで、グローバルなリサーチおよび運用体制を活用できる点が強みとなっています。

**特色  
5****毎月の安定分配をめざします。**

- 每月10日(休業日のはり翌営業日)に決算を行い、原則として、配当等収益等を中心に経費等を勘案して、分配を行います。
- 6月と12月の決算時には、上記の分配に加え、基準価額水準を考慮して委託会社が決定する額を付加して分配(ボーナス分配)する場合があります。  
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- ボーナス分配とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乗せして行う分配です。なお、売買益がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



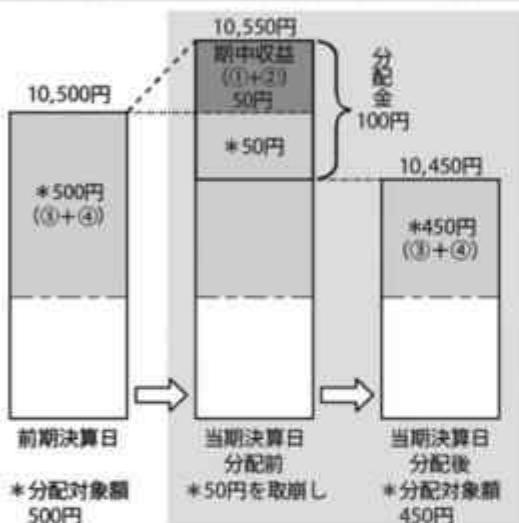
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

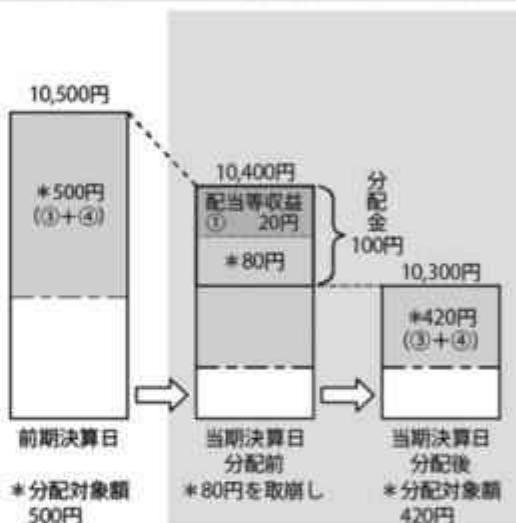
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

**分配準備積立金**：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

**収益調整金**：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようるために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

投資者の 購入価額 (当期個別元本)
--------------------------

普通分配金
元本払戻金 (特別分配金)
分配金 支払後 基準価額 個別元本

\*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

**普通分配金**：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

**元本払戻金(特別分配金)**：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

投資者の 購入価額 (当期個別元本)
--------------------------

元本払戻金 (特別分配金)
分配金 支払後 基準価額 個別元本

## ■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



!  
ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

## ■主な投資制限

<b>投資信託証券</b>	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
<b>外貨建資産</b>	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

#### 委託会社の概況（2019年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

&lt;訂正後&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

概要	
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況(2019年12月末現在)

・金融商品取引業者登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
・設立年月日	1985年8月1日
・資本金	2,000百万円
・沿革	
1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

&lt;訂正前&gt;

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として証券投資信託である新興国現地通貨建債券ファンドF（適格機関投資家専用）およびマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興国の債券に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの運用目標を達成するため、新興国債券に関する高い専門知識と長期の運用実績を有するモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをマザーファンドの再委託会社とする、同社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「新興国現地通貨建債券ファンドF（適格機関投資家専用）」を選定しました。

2019年12月6日より、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、マザーファンドの運用に関する権限の一部をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更に委託することができます。

余裕資金の運用のため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、国内短期金融商品等に投資を行う、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

なお、市況動向および資金動向等により上記のような運用を行えない場合があります。

(注)当ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

#### <訂正後>

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として証券投資信託である新興国現地通貨建債券ファンドF（適格機関投資家専用）およびマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興国の債券に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの運用目標を達成するため、新興国債券に関する高い専門知識と長期の運用実績を有するモルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをマザーファンドの再委託会社とする、同社のグループ会社であるモルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「新興国現地通貨建債券ファンドF（適格機関投資家専用）」を選定しました。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、マザーファンドの運用に関する権限の一部をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更に委託することができます。

余裕資金の運用のため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、国内短期金融商品等に投資を行う、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

なお、市況動向および資金動向等により上記のような運用を行えない場合があります。

(注)当ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

#### (2)【投資対象】

#### <更新後>

##### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

#### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### <投資信託証券の概要>

### 新興国現地通貨建債券ファンドF（適格機関投資家専用）

設定日	2007年8月15日
信託期間	無期限
基本方針	主として新興国の現地通貨建債券に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券(マザーファンド受益証券)を主要投資対象とします。ただし、直接債券等に投資する場合もあります。
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得をめざします。</p> <p>②実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。</p> <p>③市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
マザーファンドの投資態度	<p>①主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等(以下、「国債等」といいます。)に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。</p> <p>②国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のパリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。投資先の新興国は10ヶ国とすることを基本とします。ただし、投資国の変更時などにおいて、10ヶ国とならない場合があります。</p> <p>③国債等のほか、新興国の発行体の債券の価値や指標の収益率を反映する債券などその他の債券に投資することができます。</p> <p>④投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。ただし、新興国債券の市場構造等が変化した際、以下と異なる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ国への投資比率は、投資信託財産の純資産総額の15%以内を目安とします。</li> <li>・取得時において、BB+ (S&amp;Pグローバル・レーティング)、Ba1 (ムーティーズ・インベスターズ・サービス)またはBB+ (フィッチ・レーティングス)以下の格付けを有する債券への投資は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。</li> <li>・取得時において、B格(B+相当の格付けを含みます。)以下の格付けを有する債券への投資は行いません。</li> <li>・上記において、個々の債券の銘柄が各格付会社から異なる格付けを得ている場合は、いずれか高い格付けを適用します。また、上記のいずれの格付会社からも格付けを付与されていない債券に投資する場合、当該債券の格付けは、委託会社がS&amp;Pグローバル・レーティング、ムーティーズ・インベスター・サービスまたはフィッチ・レーティングスの格付けに相当すると判断したものと適用します。</li> </ul> <p>⑤投資国において、政治・経済情勢や投資環境等の急変、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が起きた場合、投資信託財産の純資産総額の20%程度まで先進国の国債に投資する場合があります。</p> <p>⑥外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。なお、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券の建値の通貨売り、他の外貨買いの為替取引を行うことがあります。</p> <p>⑦市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限 (信託約款上)	<p>①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③株式への実質投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書、新株引受権証券または新株予約権証券の権利行使により取得した株券、および社債権者割当または株主割当により取得した株券ならびに優先株券に限ります。</p> <p>④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

ファンドの関係法人	委託会社:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:モルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク <sup>®</sup> ※モルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、マザーファンドの運用に関する権限の一部をモルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更に委託することができます。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.902% (税抜 年0.82%)
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額の0.1%

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行いません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>・有価証券先物取引等を行うことができます。</li> <li>・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> <li>・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> </ul>
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

### 3 【投資リスク】

<更新後>

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

### 価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデーターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## （2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

#### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

#### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

#### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

#### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

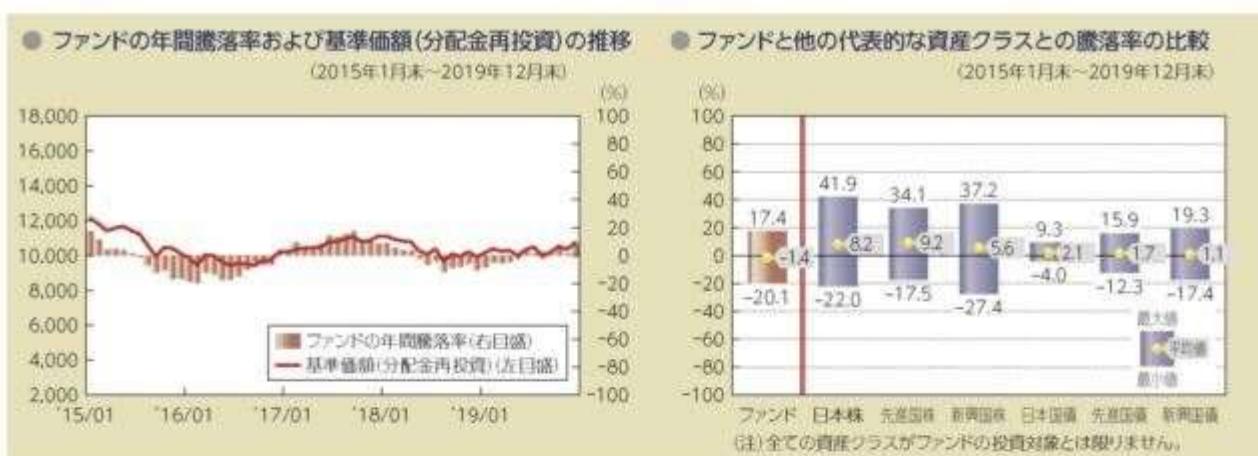
<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指紋名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国债	NOMURA-BPI(国债)	NOMURA-BPI(国债)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国债パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国债インデックス (除く日本)	FTSE世界国债インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国债の純含益収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

<訂正前>

申込価額（発行価格）×2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.75%（税抜2.5%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

<訂正後>

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

### (3) 【信託報酬等】

<更新後>

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.968%（税抜0.88%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.24%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。

年1.87%（税込）程度

（注）上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。

<ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率>

投資信託証券の名称	信託報酬率（税込）

新興国現地通貨建債券ファンドF(適格機関投資家専用)	年0.902%
マネー・マーケット・マザーファンド	-

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

## (5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合が

あります。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）】

#### ( 1 ) 【投資状況】

令和 1年12月30日現在

( 単位 : 円 )

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率( % )
投資信託受益証券	日本	1,244,421,304	96.60
親投資信託受益証券	日本	2,322,067	0.18
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		41,476,615	3.22
純資産総額		1,288,219,986	100.00

( 注 ) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### ( 2 ) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 1年12月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)	2,710,566,988	0.445	1,206,215,862	0.4591	1,244,421,304	96.60
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	2,280,337	1.0183	2,322,067	1.0183	2,322,067	0.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年12月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.60
親投資信託受益証券	0.18
合計	96.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第27計算期間末日 (平成22年 1月12日)	26,912,609,673	27,150,867,215	7,342	7,407
第28計算期間末日 (平成22年 2月10日)	25,759,251,809	26,002,976,551	6,870	6,935
第29計算期間末日 (平成22年 3月10日)	26,723,179,083	26,970,133,780	7,034	7,099
第30計算期間末日 (平成22年 4月12日)	28,502,553,166	28,751,368,931	7,446	7,511
第31計算期間末日 (平成22年 5月10日)	26,301,379,108	26,551,254,868	6,842	6,907
第32計算期間末日 (平成22年 6月10日)	26,052,468,160	26,207,697,914	6,713	6,753
第33計算期間末日 (平成22年 7月12日)	25,506,544,731	25,656,311,101	6,812	6,852
第34計算期間末日 (平成22年 8月10日)	24,792,112,415	24,937,016,860	6,844	6,884
第35計算期間末日 (平成22年 9月10日)	23,182,543,868	23,322,440,227	6,628	6,668
第36計算期間末日 (平成22年10月12日)	23,204,485,112	23,338,921,565	6,904	6,944

第37計算期間末日	(平成22年11月10日)	22,278,527,215	22,409,812,048	6,788	6,828
第38計算期間末日	(平成22年12月10日)	20,947,484,923	21,073,945,821	6,626	6,666
第39計算期間末日	(平成23年 1月11日)	20,166,342,149	20,289,680,431	6,540	6,580
第40計算期間末日	(平成23年 2月10日)	19,309,326,100	19,428,897,867	6,459	6,499
第41計算期間末日	(平成23年 3月10日)	18,673,973,056	18,788,189,523	6,540	6,580
第42計算期間末日	(平成23年 4月11日)	19,392,630,355	19,503,300,697	7,009	7,049
第43計算期間末日	(平成23年 5月10日)	17,663,483,298	17,770,627,972	6,594	6,634
第44計算期間末日	(平成23年 6月10日)	17,366,385,678	17,470,448,918	6,675	6,715
第45計算期間末日	(平成23年 7月11日)	16,948,846,345	17,050,647,694	6,660	6,700
第46計算期間末日	(平成23年 8月10日)	15,241,237,919	15,340,353,300	6,151	6,191
第47計算期間末日	(平成23年 9月12日)	14,860,551,438	14,957,967,275	6,102	6,142
第48計算期間末日	(平成23年10月11日)	13,741,381,420	13,837,608,917	5,712	5,752
第49計算期間末日	(平成23年11月10日)	13,635,859,578	13,730,379,887	5,771	5,811
第50計算期間末日	(平成23年12月12日)	13,139,580,176	13,232,481,062	5,657	5,697
第51計算期間末日	(平成24年 1月10日)	12,406,229,721	12,497,554,239	5,434	5,474
第52計算期間末日	(平成24年 2月10日)	13,269,554,418	13,358,294,661	5,981	6,021
第53計算期間末日	(平成24年 3月12日)	13,521,297,682	13,607,377,470	6,283	6,323
第54計算期間末日	(平成24年 4月10日)	12,924,782,233	13,009,406,317	6,109	6,149
第55計算期間末日	(平成24年 5月10日)	12,215,125,597	12,298,865,762	5,835	5,875
第56計算期間末日	(平成24年 6月11日)	11,682,908,102	11,765,291,426	5,672	5,712
第57計算期間末日	(平成24年 7月10日)	11,749,820,171	11,831,098,908	5,782	5,822
第58計算期間末日	(平成24年 8月10日)	11,802,780,052	11,882,910,502	5,892	5,932
第59計算期間末日	(平成24年 9月10日)	11,590,490,509	11,669,555,999	5,864	5,904
第60計算期間末日	(平成24年10月10日)	11,171,705,287	11,248,562,215	5,814	5,854
第61計算期間末日	(平成24年11月12日)	11,132,239,523	11,207,239,571	5,937	5,977
第62計算期間末日	(平成24年12月10日)	11,389,486,374	11,462,035,003	6,280	6,320
第63計算期間末日	(平成25年 1月10日)	11,887,313,287	11,957,412,682	6,783	6,823
第64計算期間末日	(平成25年 2月12日)	11,870,272,810	11,935,932,979	7,231	7,271
第65計算期間末日	(平成25年 3月11日)	11,385,878,251	11,448,417,322	7,282	7,322
第66計算期間末日	(平成25年 4月10日)	11,131,224,413	11,189,585,426	7,629	7,669
第67計算期間末日	(平成25年 5月10日)	10,892,665,994	10,927,403,448	7,839	7,864
第68計算期間末日	(平成25年 6月10日)	8,686,218,196	8,717,904,385	6,853	6,878
第69計算期間末日	(平成25年 7月10日)	8,025,765,255	8,055,648,269	6,714	6,739
第70計算期間末日	(平成25年 8月12日)	7,327,702,124	7,355,970,414	6,480	6,505
第71計算期間末日	(平成25年 9月10日)	6,829,874,456	6,856,701,086	6,365	6,390
第72計算期間末日	(平成25年10月10日)	6,659,377,216	6,685,263,246	6,431	6,456
第73計算期間末日	(平成25年11月11日)	6,373,940,934	6,399,053,775	6,345	6,370
第74計算期間末日	(平成25年12月10日)	6,247,296,349	6,271,108,953	6,559	6,584
第75計算期間末日	(平成26年 1月10日)	5,759,557,312	5,781,789,476	6,477	6,502
第76計算期間末日	(平成26年 2月10日)	5,323,596,347	5,345,119,337	6,184	6,209
第77計算期間末日	(平成26年 3月10日)	5,330,712,780	5,351,762,352	6,331	6,356
第78計算期間末日	(平成26年 4月10日)	5,284,852,116	5,305,133,502	6,514	6,539
第79計算期間末日	(平成26年 5月12日)	5,198,762,777	5,218,604,533	6,550	6,575

第80計算期間末日	(平成26年 6月10日)	5,133,315,393	5,152,721,687	6,613	6,638
第81計算期間末日	(平成26年 7月10日)	4,851,144,922	4,869,639,737	6,557	6,582
第82計算期間末日	(平成26年 8月11日)	4,600,964,846	4,618,849,604	6,431	6,456
第83計算期間末日	(平成26年 9月10日)	4,562,664,799	4,579,971,814	6,591	6,616
第84計算期間末日	(平成26年10月10日)	4,372,512,402	4,389,293,894	6,514	6,539
第85計算期間末日	(平成26年11月10日)	4,445,791,321	4,462,102,641	6,814	6,839
第86計算期間末日	(平成26年12月10日)	4,337,504,550	4,353,016,781	6,990	7,015
第87計算期間末日	(平成27年 1月13日)	4,076,660,708	4,091,626,501	6,810	6,835
第88計算期間末日	(平成27年 2月10日)	3,954,796,939	3,969,541,215	6,706	6,731
第89計算期間末日	(平成27年 3月10日)	3,484,626,140	3,498,104,904	6,463	6,488
第90計算期間末日	(平成27年 4月10日)	3,404,962,629	3,417,999,962	6,529	6,554
第91計算期間末日	(平成27年 5月11日)	3,255,766,800	3,268,370,277	6,458	6,483
第92計算期間末日	(平成27年 6月10日)	3,161,700,779	3,173,967,884	6,443	6,468
第93計算期間末日	(平成27年 7月10日)	2,986,377,405	2,998,319,112	6,252	6,277
第94計算期間末日	(平成27年 8月10日)	2,850,871,169	2,862,447,069	6,157	6,182
第95計算期間末日	(平成27年 9月10日)	2,490,000,133	2,501,134,934	5,591	5,616
第96計算期間末日	(平成27年10月13日)	2,536,613,239	2,547,555,719	5,795	5,820
第97計算期間末日	(平成27年11月10日)	2,473,435,027	2,484,208,835	5,739	5,764
第98計算期間末日	(平成27年12月10日)	2,353,217,999	2,363,807,640	5,555	5,580
第99計算期間末日	(平成28年 1月12日)	2,153,831,375	2,164,289,140	5,149	5,174
第100計算期間末日	(平成28年 2月10日)	2,110,053,489	2,120,341,855	5,127	5,152
第101計算期間末日	(平成28年 3月10日)	2,147,804,668	2,158,034,541	5,249	5,274
第102計算期間末日	(平成28年 4月11日)	2,075,144,560	2,085,252,494	5,132	5,157
第103計算期間末日	(平成28年 5月10日)	2,064,923,581	2,075,006,873	5,120	5,145
第104計算期間末日	(平成28年 6月10日)	2,010,264,440	2,020,117,033	5,101	5,126
第105計算期間末日	(平成28年 7月11日)	1,885,239,652	1,894,949,137	4,854	4,879
第106計算期間末日	(平成28年 8月10日)	1,909,256,663	1,918,820,238	4,991	5,016
第107計算期間末日	(平成28年 9月12日)	1,873,700,514	1,883,184,985	4,939	4,964
第108計算期間末日	(平成28年10月11日)	1,893,587,450	1,903,007,782	5,025	5,050
第109計算期間末日	(平成28年11月10日)	1,868,166,962	1,877,529,619	4,988	5,013
第110計算期間末日	(平成28年12月12日)	1,898,939,833	1,908,156,244	5,151	5,176
第111計算期間末日	(平成29年 1月10日)	1,888,706,485	1,897,841,931	5,169	5,194
第112計算期間末日	(平成29年 2月10日)	1,900,015,453	1,909,099,347	5,229	5,254
第113計算期間末日	(平成29年 3月10日)	1,848,773,101	1,857,601,792	5,235	5,260
第114計算期間末日	(平成29年 4月10日)	1,828,699,207	1,837,496,078	5,197	5,222
第115計算期間末日	(平成29年 5月10日)	1,840,499,985	1,849,195,789	5,291	5,316
第116計算期間末日	(平成29年 6月12日)	1,824,102,605	1,832,802,635	5,242	5,267
第117計算期間末日	(平成29年 7月10日)	1,877,800,842	1,886,554,839	5,363	5,388
第118計算期間末日	(平成29年 8月10日)	1,815,958,344	1,824,550,529	5,284	5,309
第119計算期間末日	(平成29年 9月11日)	1,804,388,208	1,812,816,006	5,352	5,377
第120計算期間末日	(平成29年10月10日)	1,766,114,694	1,774,408,563	5,324	5,349
第121計算期間末日	(平成29年11月10日)	1,729,792,861	1,738,018,166	5,258	5,283
第122計算期間末日	(平成29年12月11日)	1,733,505,479	1,741,688,038	5,296	5,321

第123計算期間末日	(平成30年 1月10日)	1,731,313,290	1,739,323,807	5,403	5,428
第124計算期間末日	(平成30年 2月13日)	1,666,097,455	1,674,034,075	5,248	5,273
第125計算期間末日	(平成30年 3月12日)	1,591,441,936	1,599,160,256	5,155	5,180
第126計算期間末日	(平成30年 4月10日)	1,563,431,762	1,571,117,195	5,086	5,111
第127計算期間末日	(平成30年 5月10日)	1,514,577,212	1,522,234,727	4,945	4,970
第128計算期間末日	(平成30年 6月11日)	1,472,829,483	1,480,486,169	4,809	4,834
第129計算期間末日	(平成30年 7月10日)	1,454,660,682	1,462,248,354	4,793	4,818
第130計算期間末日	(平成30年 8月10日)	1,420,994,544	1,428,563,494	4,693	4,718
第131計算期間末日	(平成30年 9月10日)	1,318,282,405	1,325,756,851	4,409	4,434
第132計算期間末日	(平成30年10月10日)	1,355,274,502	1,362,671,447	4,581	4,606
第133計算期間末日	(平成30年11月12日)	1,355,868,246	1,363,213,828	4,615	4,640
第134計算期間末日	(平成30年12月10日)	1,342,688,926	1,350,037,976	4,568	4,593
第135計算期間末日	(平成31年 1月10日)	1,311,749,140	1,319,058,094	4,487	4,512
第136計算期間末日	(平成31年 2月12日)	1,339,749,995	1,347,017,601	4,609	4,634
第137計算期間末日	(平成31年 3月11日)	1,327,561,887	1,334,839,422	4,560	4,585
第138計算期間末日	(平成31年 4月10日)	1,338,169,660	1,345,413,164	4,619	4,644
第139計算期間末日	(令和 1年 5月10日)	1,283,895,698	1,291,119,835	4,443	4,468
第140計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	1,281,093,334	1,288,321,554	4,431	4,456
第141計算期間末日	(令和 1年 7月10日)	1,318,204,879	1,325,421,105	4,567	4,592
第142計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	1,243,598,151	1,250,778,083	4,330	4,355
第143計算期間末日	(令和 1年 9月10日)	1,258,243,309	1,265,370,473	4,414	4,439
第144計算期間末日	(令和 1年10月10日)	1,243,214,099	1,250,310,200	4,380	4,405
第145計算期間末日	(令和 1年11月11日)	1,268,995,688	1,276,079,836	4,478	4,503
第146計算期間末日	(令和 1年12月10日)	1,253,861,006	1,260,946,424	4,424	4,449
	平成30年12月末日	1,315,226,887		4,502	
	平成31年 1月末日	1,334,158,388		4,578	
	2月末日	1,356,752,792		4,660	
	3月末日	1,330,498,994		4,572	
	4月末日	1,320,860,348		4,572	
	令和 1年 5月末日	1,275,538,417		4,411	
	6月末日	1,311,441,598		4,535	
	7月末日	1,319,953,770		4,579	
	8月末日	1,232,186,799		4,311	
	9月末日	1,248,312,966		4,394	
	10月末日	1,282,127,523		4,519	
	11月末日	1,251,994,480		4,418	
	12月末日	1,288,219,986		4,557	

### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第27計算期間	65円

第28計算期間	65円
第29計算期間	65円
第30計算期間	65円
第31計算期間	65円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円
第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	25円
第68計算期間	25円
第69計算期間	25円
第70計算期間	25円

第71計算期間	25円
第72計算期間	25円
第73計算期間	25円
第74計算期間	25円
第75計算期間	25円
第76計算期間	25円
第77計算期間	25円
第78計算期間	25円
第79計算期間	25円
第80計算期間	25円
第81計算期間	25円
第82計算期間	25円
第83計算期間	25円
第84計算期間	25円
第85計算期間	25円
第86計算期間	25円
第87計算期間	25円
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円
第91計算期間	25円
第92計算期間	25円
第93計算期間	25円
第94計算期間	25円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円
第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	25円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	25円
第106計算期間	25円
第107計算期間	25円
第108計算期間	25円
第109計算期間	25円
第110計算期間	25円
第111計算期間	25円
第112計算期間	25円
第113計算期間	25円

第114計算期間	25円
第115計算期間	25円
第116計算期間	25円
第117計算期間	25円
第118計算期間	25円
第119計算期間	25円
第120計算期間	25円
第121計算期間	25円
第122計算期間	25円
第123計算期間	25円
第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円

### 【收益率の推移】

	收益率( % )
第27計算期間	6.77
第28計算期間	5.54
第29計算期間	3.33
第30計算期間	6.78
第31計算期間	7.23

第32計算期間	1.30
第33計算期間	2.07
第34計算期間	1.05
第35計算期間	2.57
第36計算期間	4.76
第37計算期間	1.10
第38計算期間	1.79
第39計算期間	0.69
第40計算期間	0.62
第41計算期間	1.87
第42計算期間	7.78
第43計算期間	5.35
第44計算期間	1.83
第45計算期間	0.37
第46計算期間	7.04
第47計算期間	0.14
第48計算期間	5.73
第49計算期間	1.73
第50計算期間	1.28
第51計算期間	3.23
第52計算期間	10.80
第53計算期間	5.71
第54計算期間	2.13
第55計算期間	3.83
第56計算期間	2.10
第57計算期間	2.64
第58計算期間	2.59
第59計算期間	0.20
第60計算期間	0.17
第61計算期間	2.80
第62計算期間	6.45
第63計算期間	8.64
第64計算期間	7.19
第65計算期間	1.25
第66計算期間	5.31
第67計算期間	3.08
第68計算期間	12.25
第69計算期間	1.66
第70計算期間	3.11
第71計算期間	1.38
第72計算期間	1.42
第73計算期間	0.94
第74計算期間	3.76

第75計算期間	0.86
第76計算期間	4.13
第77計算期間	2.78
第78計算期間	3.28
第79計算期間	0.93
第80計算期間	1.34
第81計算期間	0.46
第82計算期間	1.54
第83計算期間	2.87
第84計算期間	0.78
第85計算期間	4.98
第86計算期間	2.94
第87計算期間	2.21
第88計算期間	1.16
第89計算期間	3.25
第90計算期間	1.40
第91計算期間	0.70
第92計算期間	0.15
第93計算期間	2.57
第94計算期間	1.11
第95計算期間	8.78
第96計算期間	4.09
第97計算期間	0.53
第98計算期間	2.77
第99計算期間	6.85
第100計算期間	0.05
第101計算期間	2.86
第102計算期間	1.75
第103計算期間	0.25
第104計算期間	0.11
第105計算期間	4.35
第106計算期間	3.33
第107計算期間	0.54
第108計算期間	2.24
第109計算期間	0.23
第110計算期間	3.76
第111計算期間	0.83
第112計算期間	1.64
第113計算期間	0.59
第114計算期間	0.24
第115計算期間	2.28
第116計算期間	0.45
第117計算期間	2.78

第118計算期間	1.00
第119計算期間	1.76
第120計算期間	0.05
第121計算期間	0.77
第122計算期間	1.19
第123計算期間	2.49
第124計算期間	2.40
第125計算期間	1.29
第126計算期間	0.85
第127計算期間	2.28
第128計算期間	2.24
第129計算期間	0.18
第130計算期間	1.56
第131計算期間	5.51
第132計算期間	4.46
第133計算期間	1.28
第134計算期間	0.47
第135計算期間	1.22
第136計算期間	3.27
第137計算期間	0.52
第138計算期間	1.84
第139計算期間	3.26
第140計算期間	0.29
第141計算期間	3.63
第142計算期間	4.64
第143計算期間	2.51
第144計算期間	0.20
第145計算期間	2.80
第146計算期間	0.64

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第27計算期間	1,244,309,680	191,829,283	36,655,006,584
第28計算期間	1,149,168,423	308,060,744	37,496,114,263
第29計算期間	759,089,274	262,173,148	37,993,030,389
第30計算期間	954,856,286	668,538,137	38,279,348,538
第31計算期間	452,070,882	288,994,689	38,442,424,731
第32計算期間	580,050,492	215,036,609	38,807,438,614
第33計算期間	179,217,081	1,545,063,153	37,441,592,542
第34計算期間	65,885,796	1,281,367,044	36,226,111,294

第35計算期間	105,610,395	1,357,631,927	34,974,089,762
第36計算期間	76,736,953	1,441,713,462	33,609,113,253
第37計算期間	65,156,347	853,061,203	32,821,208,397
第38計算期間	80,431,070	1,286,414,855	31,615,224,612
第39計算期間	64,197,907	844,851,842	30,834,570,677
第40計算期間	102,426,628	1,044,055,339	29,892,941,966
第41計算期間	100,950,666	1,439,775,776	28,554,116,856
第42計算期間	167,742,683	1,054,273,830	27,667,585,709
第43計算期間	54,967,717	936,384,773	26,786,168,653
第44計算期間	103,217,528	873,576,135	26,015,810,046
第45計算期間	123,349,821	688,822,487	25,450,337,380
第46計算期間	71,098,627	742,590,665	24,778,845,342
第47計算期間	84,697,641	509,583,702	24,353,959,281
第48計算期間	68,523,541	365,608,372	24,056,874,450
第49計算期間	56,939,257	483,736,321	23,630,077,386
第50計算期間	48,793,824	453,649,593	23,225,221,617
第51計算期間	51,542,442	445,634,498	22,831,129,561
第52計算期間	67,135,996	713,204,675	22,185,060,882
第53計算期間	40,754,375	705,868,202	21,519,947,055
第54計算期間	50,811,267	414,737,300	21,156,021,022
第55計算期間	41,092,172	262,071,885	20,935,041,309
第56計算期間	41,466,673	380,676,763	20,595,831,219
第57計算期間	47,528,381	323,675,304	20,319,684,296
第58計算期間	38,785,186	325,856,946	20,032,612,536
第59計算期間	55,386,436	321,626,339	19,766,372,633
第60計算期間	38,135,011	590,275,530	19,214,232,114
第61計算期間	39,562,616	503,782,492	18,750,012,238
第62計算期間	37,582,929	650,437,674	18,137,157,493
第63計算期間	38,266,707	650,575,371	17,524,848,829
第64計算期間	47,248,697	1,157,055,213	16,415,042,313
第65計算期間	35,760,030	816,034,563	15,634,767,780
第66計算期間	24,992,246	1,069,506,761	14,590,253,265
第67計算期間	18,740,437	714,011,938	13,894,981,764
第68計算期間	13,777,131	1,234,283,267	12,674,475,628
第69計算期間	12,252,455	733,522,084	11,953,205,999
第70計算期間	13,011,499	658,901,154	11,307,316,344
第71計算期間	11,578,663	588,242,957	10,730,652,050
第72計算期間	11,262,265	387,502,253	10,354,412,062
第73計算期間	10,680,252	319,955,548	10,045,136,766
第74計算期間	10,611,204	530,706,054	9,525,041,916
第75計算期間	9,314,752	641,490,933	8,892,865,735
第76計算期間	8,208,788	291,878,477	8,609,196,046
第77計算期間	9,392,344	198,759,431	8,419,828,959

第78計算期間	8,693,176	315,967,624	8,112,554,511
第79計算期間	7,600,470	183,452,196	7,936,702,785
第80計算期間	7,376,882	181,561,689	7,762,517,978
第81計算期間	7,305,261	371,896,867	7,397,926,372
第82計算期間	7,830,363	251,853,398	7,153,903,337
第83計算期間	6,972,224	238,069,245	6,922,806,316
第84計算期間	6,677,296	216,886,593	6,712,597,019
第85計算期間	6,387,950	194,456,669	6,524,528,300
第86計算期間	5,843,183	325,479,055	6,204,892,428
第87計算期間	5,470,653	224,045,587	5,986,317,494
第88計算期間	5,422,404	94,029,257	5,897,710,641
第89計算期間	5,399,972	511,604,978	5,391,505,635
第90計算期間	5,904,797	182,476,882	5,214,933,550
第91計算期間	5,335,892	178,878,637	5,041,390,805
第92計算期間	5,338,090	139,886,729	4,906,842,166
第93計算期間	5,269,560	135,428,654	4,776,683,072
第94計算期間	5,870,901	152,193,875	4,630,360,098
第95計算期間	6,121,815	182,561,186	4,453,920,727
第96計算期間	6,666,636	83,595,230	4,376,992,133
第97計算期間	6,242,208	73,710,747	4,309,523,594
第98計算期間	6,384,934	80,051,985	4,235,856,543
第99計算期間	8,236,699	60,986,931	4,183,106,311
第100計算期間	9,949,978	77,709,534	4,115,346,755
第101計算期間	7,825,044	31,222,281	4,091,949,518
第102計算期間	9,122,950	57,898,752	4,043,173,716
第103計算期間	6,449,496	16,306,406	4,033,316,806
第104計算期間	6,613,849	98,893,331	3,941,037,324
第105計算期間	9,186,421	66,429,628	3,883,794,117
第106計算期間	7,325,719	65,689,805	3,825,430,031
第107計算期間	6,707,058	38,348,408	3,793,788,681
第108計算期間	6,714,439	32,370,078	3,768,133,042
第109計算期間	11,429,690	34,499,909	3,745,062,823
第110計算期間	6,396,011	64,894,227	3,686,564,607
第111計算期間	6,534,655	38,920,757	3,654,178,505
第112計算期間	6,082,251	26,702,772	3,633,557,984
第113計算期間	6,176,064	108,257,503	3,531,476,545
第114計算期間	8,459,936	21,188,010	3,518,748,471
第115計算期間	7,089,543	47,516,351	3,478,321,663
第116計算期間	26,800,750	25,110,074	3,480,012,339
第117計算期間	31,803,612	10,217,141	3,501,598,810
第118計算期間	9,368,112	74,092,913	3,436,874,009
第119計算期間	10,009,346	75,763,986	3,371,119,369
第120計算期間	5,459,371	59,030,864	3,317,547,876

第121計算期間	7,829,557	35,255,106	3,290,122,327
第122計算期間	5,620,696	22,719,407	3,273,023,616
第123計算期間	5,576,676	74,393,439	3,204,206,853
第124計算期間	7,194,627	36,753,121	3,174,648,359
第125計算期間	5,393,202	92,713,271	3,087,328,290
第126計算期間	5,368,972	18,524,039	3,074,173,223
第127計算期間	5,496,391	16,663,514	3,063,006,100
第128計算期間	10,330,064	10,661,720	3,062,674,444
第129計算期間	5,825,241	33,430,541	3,035,069,144
第130計算期間	6,076,043	13,564,864	3,027,580,323
第131計算期間	6,091,659	43,893,227	2,989,778,755
第132計算期間	6,387,178	37,387,618	2,958,778,315
第133計算期間	8,757,654	29,302,790	2,938,233,179
第134計算期間	5,970,147	4,582,980	2,939,620,346
第135計算期間	8,003,052	24,041,465	2,923,581,933
第136計算期間	6,151,386	22,690,862	2,907,042,457
第137計算期間	8,154,210	4,182,481	2,911,014,186
第138計算期間	7,421,294	21,033,667	2,897,401,813
第139計算期間	6,051,194	13,798,079	2,889,654,928
第140計算期間	6,226,924	4,593,523	2,891,288,329
第141計算期間	6,453,292	11,250,940	2,886,490,681
第142計算期間	6,107,198	20,624,711	2,871,973,168
第143計算期間	8,369,749	29,477,083	2,850,865,834
第144計算期間	6,270,595	18,695,676	2,838,440,753
第145計算期間	6,228,215	11,009,605	2,833,659,363
第146計算期間	6,215,210	5,707,003	2,834,167,570

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和1年12月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,604,729,603	100.00
純資産総額		1,604,729,603	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

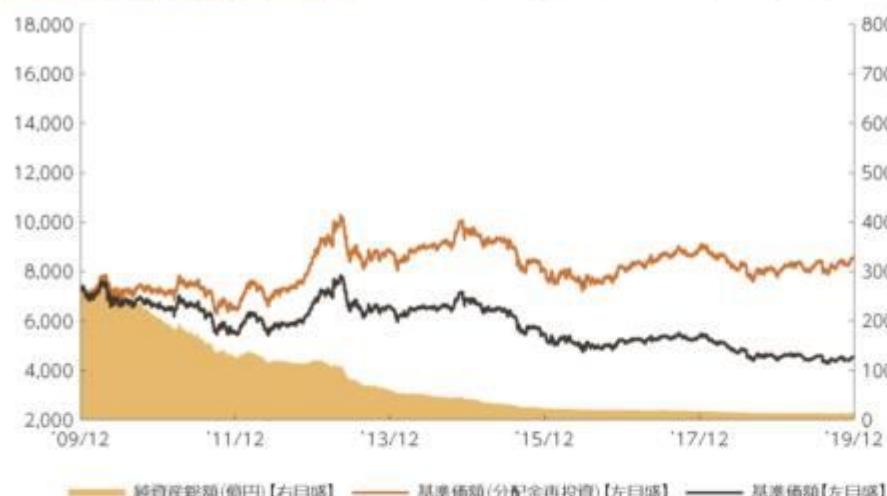
該当事項はありません。

参考情報



# 運用実績

2019年12月30日現在

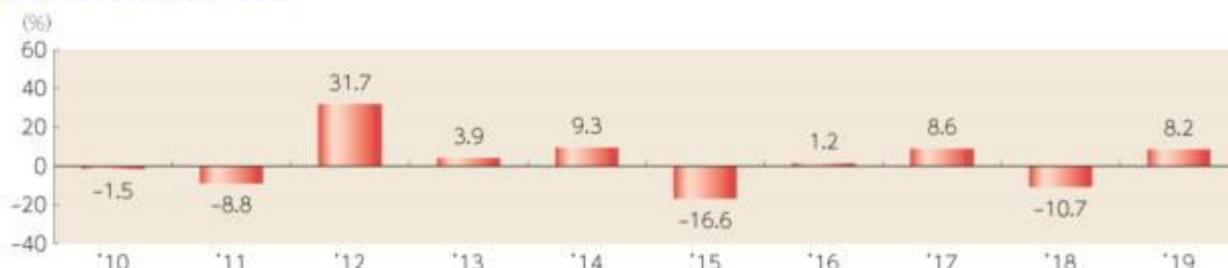
**■基準価額・純資産の推移 2009年12月30日～2019年12月30日**

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

**■主要な資産の状況**

組入上位銘柄	国・地域	クーポン	償還日	比率
1 INDONESIA GOVERNMENT	インドネシア	8.375%	2024/03/15	14.4%
2 BONOS DE TESORERIA	ペルー	6.350%	2028/08/12	12.6%
3 NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	10.000%	2021/01/01	11.7%
4 MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	7.500%	2027/06/03	10.8%
5 REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	7.250%	2020/01/15	9.2%
6 REPUBLIC OF COLOMBIA	コロンビア	4.375%	2023/03/21	8.0%
7 POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	3.250%	2025/07/25	7.9%
8 TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ	10.500%	2020/01/15	7.1%
9 REPUBLIC OF CHILE	チリ	5.500%	2020/08/05	7.0%
10 RUSSIA GOVT BOND - OFZ	ロシア	7.950%	2026/10/07	6.8%

- ・ファンドの主要投資対象である「新興国現地通貨債券ファンドF(適格機関投資家専用)」のマザーファンドである「新興国現地通貨債券マザーファンド」の資産の状況、現地約定ベース
- ・クレジットリング債は、連動する現地通貨建て新興国国債の国・地域
- ・比率は当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

**■年間收益率の推移**

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

#### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。  
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日  
ニューヨークの銀行の休業日  
ロンドン証券取引所の休業日  
ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 申込単位

販売会社が定める単位

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

#### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
(受付時間：営業日の9:00～17:00)  
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。  
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### 申込手数料

申込価額（発行価格）×2.7%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.75%（税抜 2.5%）となります。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

#### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

## 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。  
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

販売会社が定める単位

### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。  
また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率  
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販

売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### （3）【信託期間】

<訂正前>

2022年6月10日まで（2007年8月14日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

2022年6月10日まで（2007年8月14日設定）

繰上償還が決定した場合、2020年5月28日まで（2007年8月14日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和1年6月11日から令和1年12月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

#### 【三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）】

##### （1）【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [ 令和 1年 6月10日現在 ]	当期 [ 令和 1年12月10日現在 ]
<strong>資産の部</strong>		
<strong>流動資産</strong>		
コール・ローン	49,941,381	47,256,034
投資信託受益証券	1,231,724,596	1,205,233,092
親投資信託受益証券	2,322,067	2,322,067
未収入金	5,800,000	7,100,000
流動資産合計	1,289,788,044	1,261,911,193
<strong>資産合計</strong>	<strong>1,289,788,044</strong>	<strong>1,261,911,193</strong>
<strong>負債の部</strong>		
<strong>流動負債</strong>		
未払収益分配金	7,228,220	7,085,418
未払解約金	430,834	-
未払受託者報酬	46,912	43,704
未払委託者報酬	985,140	917,788
未払利息	97	10
その他未払費用	3,507	3,267
流動負債合計	8,694,710	8,050,187
<strong>負債合計</strong>	<strong>8,694,710</strong>	<strong>8,050,187</strong>
<strong>純資産の部</strong>		
<strong>元本等</strong>		
元本	2,891,288,329	2,834,167,570
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	1,610,194,995	1,580,306,564
（分配準備積立金）	56,414,876	43,208,795
元本等合計	1,281,093,334	1,253,861,006
<strong>純資産合計</strong>	<strong>1,281,093,334</strong>	<strong>1,253,861,006</strong>
<strong>負債純資産合計</strong>	<strong>1,289,788,044</strong>	<strong>1,261,911,193</strong>

##### （2）【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日	当期 自 令和 1年 6月11日 至 令和 1年12月10日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	36,938,172	34,931,226
受取利息	13	140
有価証券売買等損益	26,442,659	12,008,496
<b>営業収益合計</b>	<b>10,495,526</b>	<b>46,939,862</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	13,331	11,426
受託者報酬	285,436	277,391
委託者報酬	5,994,108	5,825,177
その他費用	21,690	20,849
<b>営業費用合計</b>	<b>6,314,565</b>	<b>6,134,843</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>4,180,961</b>	<b>40,805,019</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>4,180,961</b>	<b>40,805,019</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>4,180,961</b>	<b>40,805,019</b>
<b>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )</b>	<b>293,672</b>	<b>37,241</b>
<b>期首剰余金又は期首次損金( )</b>	<b>1,596,931,420</b>	<b>1,610,194,995</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>49,275,866</b>	<b>54,001,822</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,275,866	54,001,822
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>22,876,774</b>	<b>22,092,180</b>
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,876,774	22,092,180
<b>分配金</b>	<b>43,549,956</b>	<b>42,788,989</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>1,610,194,995</b>	<b>1,580,306,564</b>

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p>
--------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 1年 6月10日現在]	当期 [令和 1年12月10日現在]
1. 期首元本額	2,939,620,346円	2,891,288,329円
期中追加設定元本額	42,008,060円	39,644,259円
期中一部解約元本額	90,340,077円	96,765,018円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,610,194,995円	1,580,306,564円
3. 受益権の総数	2,891,288,329口	2,834,167,570口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期			当期																																																																				
自 平成30年12月11日			自 令和 1年 6月11日																																																																				
至 令和 1年 6月10日			至 令和 1年12月10日																																																																				
1.分配金の計算過程			1.分配金の計算過程																																																																				
第135期			第141期																																																																				
平成30年12月11日			令和 1年 6月11日																																																																				
平成31年 1月10日			令和 1年 7月10日																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,648,208円</td><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,258,551円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>円</td><td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>後の有価証券売買等損益額</td><td></td><td></td><td>後の有価証券売買等損益額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>20,865,310円</td><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21,457,941円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>69,019,970円</td><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>56,198,718円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>94,533,488円</td><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>83,915,210円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,923,581,933口</td><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,886,490,681口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>323円</td><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>290円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>7,308,954円</td><td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>7,216,226円</td></tr> </tbody> </table>						項目			項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,648,208円	費用控除後の配当等収益額	A	6,258,551円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額			収益調整金額	C	20,865,310円	収益調整金額	C	21,457,941円	分配準備積立金額	D	69,019,970円	分配準備積立金額	D	56,198,718円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	94,533,488円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,915,210円	当ファンドの期末残存口数	F	2,923,581,933口	当ファンドの期末残存口数	F	2,886,490,681口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	323円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290円	1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金額	I=F*H/10,000	7,308,954円	収益分配金額	I=F*H/10,000	7,216,226円
項目			項目																																																																				
費用控除後の配当等収益額	A	4,648,208円	費用控除後の配当等収益額	A	6,258,551円																																																																		
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円																																																																		
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額																																																																				
収益調整金額	C	20,865,310円	収益調整金額	C	21,457,941円																																																																		
分配準備積立金額	D	69,019,970円	分配準備積立金額	D	56,198,718円																																																																		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	94,533,488円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,915,210円																																																																		
当ファンドの期末残存口数	F	2,923,581,933口	当ファンドの期末残存口数	F	2,886,490,681口																																																																		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	323円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290円																																																																		
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円																																																																		
収益分配金額	I=F*H/10,000	7,308,954円	収益分配金額	I=F*H/10,000	7,216,226円																																																																		
第136期			第142期																																																																				
平成31年 1月11日			令和 1年 7月11日																																																																				
平成31年 2月12日			令和 1年 8月13日																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,046,310円</td><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,971,898円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>円</td><td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>後の有価証券売買等損益額</td><td></td><td></td><td>後の有価証券売買等損益額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>20,886,150円</td><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21,466,261円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>65,852,018円</td><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>54,854,454円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>92,784,478円</td><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>81,292,613円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,907,042,457口</td><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,871,973,168口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>319円</td><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>283円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>7,267,606円</td><td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>7,179,932円</td></tr> </tbody> </table>						項目			項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,046,310円	費用控除後の配当等収益額	A	4,971,898円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額			収益調整金額	C	20,886,150円	収益調整金額	C	21,466,261円	分配準備積立金額	D	65,852,018円	分配準備積立金額	D	54,854,454円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,784,478円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	81,292,613円	当ファンドの期末残存口数	F	2,907,042,457口	当ファンドの期末残存口数	F	2,871,973,168口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	283円	1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金額	I=F*H/10,000	7,267,606円	収益分配金額	I=F*H/10,000	7,179,932円
項目			項目																																																																				
費用控除後の配当等収益額	A	6,046,310円	費用控除後の配当等収益額	A	4,971,898円																																																																		
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円																																																																		
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額																																																																				
収益調整金額	C	20,886,150円	収益調整金額	C	21,466,261円																																																																		
分配準備積立金額	D	65,852,018円	分配準備積立金額	D	54,854,454円																																																																		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,784,478円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	81,292,613円																																																																		
当ファンドの期末残存口数	F	2,907,042,457口	当ファンドの期末残存口数	F	2,871,973,168口																																																																		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	283円																																																																		
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円																																																																		
収益分配金額	I=F*H/10,000	7,267,606円	収益分配金額	I=F*H/10,000	7,179,932円																																																																		
第137期			第143期																																																																				
平成31年 2月13日			令和 1年 8月14日																																																																				
平成31年 3月11日			令和 1年 9月10日																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,535,179円</td><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,599,775円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>円</td><td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>後の有価証券売買等損益額</td><td></td><td></td><td>後の有価証券売買等損益額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21,095,767円</td><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21,460,878円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>64,539,342円</td><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>52,118,413円</td></tr> </tbody> </table>						項目			項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,535,179円	費用控除後の配当等収益額	A	5,599,775円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額			収益調整金額	C	21,095,767円	収益調整金額	C	21,460,878円	分配準備積立金額	D	64,539,342円	分配準備積立金額	D	52,118,413円																														
項目			項目																																																																				
費用控除後の配当等収益額	A	5,535,179円	費用控除後の配当等収益額	A	5,599,775円																																																																		
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円																																																																		
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額																																																																				
収益調整金額	C	21,095,767円	収益調整金額	C	21,460,878円																																																																		
分配準備積立金額	D	64,539,342円	分配準備積立金額	D	52,118,413円																																																																		

前期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日			当期 自 令和 1年 6月11日 至 令和 1年12月10日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,170,288円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,179,066円
当ファンドの期末残存口数	F	2,911,014,186口	当ファンドの期末残存口数	F	2,850,865,834口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	313円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	277円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,277,535円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,127,164円
第138期					
平成31年 3月12日					
平成31年 4月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,447,829円	費用控除後の配当等収益額	A	5,041,356円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,156,296円	収益調整金額	C	21,478,047円
分配準備積立金額	D	62,351,355円	分配準備積立金額	D	50,267,226円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,955,480円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,786,629円
当ファンドの期末残存口数	F	2,897,401,813口	当ファンドの期末残存口数	F	2,838,440,753口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	310円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	270円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,243,504円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,096,101円
第139期					
平成31年 4月11日					
令和 1年 5月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,136,596円	費用控除後の配当等収益額	A	5,260,706円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,228,524円	収益調整金額	C	21,547,272円
分配準備積立金額	D	61,267,917円	分配準備積立金額	D	48,028,371円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,633,037円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,836,349円
当ファンドの期末残存口数	F	2,889,654,928口	当ファンドの期末残存口数	F	2,833,659,363口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	303円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	264円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,224,137円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,084,148円
第140期					
令和 1年 5月11日					
令和 1年 6月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,554,779円	費用控除後の配当等収益額	A	4,179,869円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,367,856円	収益調整金額	C	21,652,293円

前期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日			当期 自 令和 1年 6月11日 至 令和 1年12月10日		
分配準備積立金額	D	59,088,317円	分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額 当ファンドの期末残存口数 1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額 収益分配金額	D	46,114,344円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	85,010,952円		E=A+B+C+D	71,946,506円
当ファンドの期末残存口数	F	2,891,288,329口		F	2,834,167,570口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	294円		G=E/F*10,000	253円
1万口当たり分配金額	H	25円		H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	7,228,220円		I=F*H/10,000	7,085,418円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日	当期 自 令和 1年 6月11日 至 令和 1年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。  また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和1年6月10日現在]	[令和1年12月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和1年6月10日現在]	[令和1年12月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	836,062	12,377,338
親投資信託受益証券		
合計	836,062	12,377,338

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和1年6月10日現在]	当期 [令和1年12月10日現在]
1口当たり純資産額	0.4431円	0.4424円
(1万口当たり純資産額)	(4,431円)	(4,424円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	新興国現地通貨建債券ファンドF（適格機関投資家専用）	2,708,388,973	1,205,233,092	
投資信託受益証券 合計		2,708,388,973	1,205,233,092	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,280,337	2,322,067	
親投資信託受益証券 合計		2,280,337	2,322,067	
合計		2,710,669,310	1,207,555,159	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## マネー・マーケット・マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[令和 1年12月10日現在]

<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
<b>コール・ローン</b>	125,663,148
<b>現先取引勘定</b>	<u>1,399,998,840</u>
<b>流動資産合計</b>	<u>1,525,661,988</u>
<b>資産合計</b>	<u>1,525,661,988</u>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
<b>未払解約金</b>	11,562,827
<b>未払利息</b>	<u>26</u>
<b>流動負債合計</b>	<u>11,562,853</u>
<b>負債合計</b>	<u>11,562,853</u>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
<b>元本</b>	1,486,935,876
<b>剰余金</b>	
<b>剰余金又は欠損金（）</b>	<u>27,163,259</u>
<b>元本等合計</b>	<u>1,514,099,135</u>
<b>純資産合計</b>	<u>1,514,099,135</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>1,525,661,988</u>

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 1年12月10日現在]
1. 期首	令和 1年 6月11日
期首元本額	1,402,813,655円
期中追加設定元本額	993,456,069円
期中一部解約元本額	909,333,848円
元本の内訳	
三菱UFJ DC 金利連動アロケーション型バランスファンド	377,733,402円
三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）	2,280,337円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	5,874,002円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）	111,354円

	[令和1年12月10日現在]
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	20,147,276円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	52,804,813円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)	635,856円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	3,078,471円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーパールファンド>	91,728,175円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)	89,620円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)	1,033,322円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	16,402,315円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	9,201,705円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	270,734円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	358,088円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	667,045円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	3,836,590円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	265,842円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<マネーパーラファンド>	1,058,050円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	5,850,843円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	2,016,707円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,145,161円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	29,040,830円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	1,513,806円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	1,182,898円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーパーラファンド>	78,974,274円

	[令和1年12月10日現在]
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	847,016円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)	379,197円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	640,555円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	1,193,379円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	88,852円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	990,668円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	19,635,282円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	6,336,371円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	11,400,264円
三菱UFJ 米国リートファンドA <為替ヘッジあり> (毎月決算型)	491,836円
三菱UFJ 米国リートファンドB <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	98,368円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	7,661,389円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	30,649円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	99,465円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース> (年2回分配型)	30,457円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	641,668円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	1,038,788円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	4,881,309円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	19,658円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス <為替ヘッジあり> (毎月決算型)	491,449円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,828,976円

	[令和1年12月10日現在]
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	5,056,177円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	211,113円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(年1回決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	5,504,257円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	13,128,307円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	2,424,660円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブルジルレアルコース>(毎月分配型)	5,766,108円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>(毎月分配型)	1,611,189円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	6,722,976円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(毎月分配型)	8,453,960円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(年2回分配型)	2,304,081円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(年2回分配型)	2,664,317円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(年2回分配型)	421,681円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブルジルレアルコース>(年2回分配型)	961,645円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>(年2回分配型)	608,110円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(年2回分配型)	734,038円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(年2回分配型)	601,281円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	22,088,769円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	1,355,360円
三菱UFJ /ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(毎月決算型)	5,144,832円
三菱UFJ /ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	8,859,081円

	[令和1年12月10日現在]
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(年1回決算型)	1,609,969円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース(為替ヘッジなし)(年1回決算型)	207,207円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	109,005円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(毎月分配型)	2,542,269円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(毎月分配型)	9,387,547円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(年1回決算型)	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(毎月分配型)	8,478,079円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(年2回分配型)	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	20,075,917円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	1,616,484円
三菱UFJ / AMP オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム(毎月決算型)	5,899,118円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(毎月分配型)	6,879,079円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(年2回分配型)	2,026,238円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(毎月分配型)	50,073円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(年2回分配型)	30,438円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	796,426円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	413,472円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	564,702円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	89,371円
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)	983円

	[令和1年12月10日現在]
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	983円
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替リスク軽減型>(年1回決算型)	983円
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	983円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型>(3ヵ月決算型)	3,063,931円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム>(毎月決算型)	6,324,266円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	26,144,251円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
スマート・プロテクター90(限定追加型)2016-12	6,313,826円
スマート・プロテクター90オープン	981,933円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(資産成長型)	383,914円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(資産成長型)	305,382円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>(毎月決算型)	3,683,229円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>(年2回決算型)	17,656,128円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	3,899,063円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>(年2回決算型)	15,671,669円
欧洲ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	82,770円
欧洲ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)(年1回決算型)	87,384円
わたしの未来設計<安定重視型>(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>(分配抑制コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配抑制コース)	9,820円
北欧小型株ファンド(為替ヘッジあり)	9,821円
北欧小型株ファンド(為替ヘッジなし)	9,821円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース(為替リスク軽減型)	983円
グローバル・インカム・フルコース(為替ヘッジなし)	983円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
Navio インド債券ファンド	296,406円
Navio マネープールファンド	25,605,218円
三菱UFJ インド債券オープン(毎月決算型)	39,351円

	[令和1年12月10日現在]
三菱UFJ / AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミアム>(毎月決算型)	11,293,333円
マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	107,806,014円
MUAMトピックスリスクコントロール(5%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	3,396,772円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド(毎月分配型)	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース(為替ヘッジなし)	10,766,608円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	14,313,901円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	14,975,942円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	230,491,993円
合計	1,486,935,876円
2. 受益権の総数	1,486,935,876口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

##### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和1年 6月11日 至 令和1年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

##### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和1年12月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品

区分	[令和1年12月10日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	[令和1年12月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0183円 (10,183円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）】

#### 【純資産額計算書】

令和 1年12月30日現在

(単位：円)

資産総額	1,289,726,458
負債総額	1,506,472
純資産総額（ - ）	1,288,219,986
発行済口数	2,827,015,730口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4557
(10,000口当たり)	(4,557)

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

#### 純資産額計算書

令和 1年12月30日現在

(単位：円)

資産総額	1,609,310,161
負債総額	4,580,558
純資産総額（ - ）	1,604,729,603
発行済口数	1,575,940,664口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0183
(10,000口当たり)	(10,183)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

###### (1) 資本金の額等

2019年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、（）で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

（）で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	888	13,900,037
追加型公社債投資信託	16	1,321,156
単位型株式投資信託	69	327,374
単位型公社債投資信託	9	47,759
合計	982	15,596,326

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

<更新後>

### （1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### （2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度に係る中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人

トーマツにより中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2 54,140,307	2 53,969,686
有価証券	19,967	1,403,513
前払費用	362,886	514,587
未収入金	2,109	2,284
未収委託者報酬	9,770,529	9,995,458
未収収益	2 674,156	2 560,483
金銭の信託	2 30,000	2 100,000
その他	224,645	153,256
<b>流動資産合計</b>	<b>65,224,602</b>	<b>66,699,271</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 760,010	1 617,032
器具備品	1 724,852	1 665,247
土地	1,356,000	628,433
<b>有形固定資産合計</b>	<b>2,840,863</b>	<b>1,910,713</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	2,654,296	3,670,753
ソフトウェア仮勘定	1,097,970	536,345
<b>無形固定資産合計</b>	<b>3,768,090</b>	<b>4,222,921</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	26,361,327	21,408,781
関係会社株式	320,136	320,136
投資不動産	-	1 824,268
長期差入保証金	627,141	593,536
前払年金費用	434,700	415,234
繰延税金資産	1,237,989	1,496,180
その他	45,230	45,230
貸倒引当金	23,600	23,600
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>29,002,925</b>	<b>25,079,767</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>35,611,879</b>	<b>31,213,401</b>
<b>資産合計</b>	<b>100,836,481</b>	<b>97,912,673</b>

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	359,176	293,258
未払金		

未払収益分配金	174,333	170,281
未払償還金	456,159	448,695
未払手数料	2	3,990,054
その他未払金	2	3,961,765
未払費用	2	3,803,995
未払消費税等	99,010	194,852
未払法人税等	736,829	573,657
賞与引当金	906,167	901,135
役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788

## 固定負債

長期未払金	-	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910

## (純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 )	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )
--	--	--

<b>営業収益</b>			
委託者報酬	75,423,596		70,375,414
投資顧問料	2,723,458		2,505,299
その他営業収益	48,215		18,844
<b>営業収益合計</b>	<b>78,195,269</b>		<b>72,899,557</b>
<b>営業費用</b>			
支払手数料	2 30,906,879	2	28,533,952
広告宣伝費	730,784		739,643
公告費	1,000		500
<b>調査費</b>			
調査費	1,723,057		1,794,755
委託調査費	13,467,029		12,194,996
事務委託費	864,916		1,016,816
<b>営業雑経費</b>			
通信費	178,652		170,794
印刷費	467,973		427,442
協会費	50,251		48,375
諸会費	15,328		16,175
事務機器関連費	1,635,079		1,841,631
その他営業雑経費	23,250		-
<b>営業費用合計</b>	<b>50,064,204</b>		<b>46,785,083</b>
<b>一般管理費</b>			
<b>給料</b>			
役員報酬	349,359		349,083
給料・手当	6,421,837		6,453,717
賞与引当金繰入	906,167		901,135
役員賞与引当金繰入	125,343		140,100
福利厚生費	1,231,033		1,234,293
交際費	13,012		13,011
旅費交通費	192,192		200,426
租税公課	410,229		373,201
不動産賃借料	678,182		654,886
退職給付費用	423,171		428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889		51,159
固定資産減価償却費	1,115,719		1,252,321
諸経費	450,299		523,213
<b>一般管理費合計</b>	<b>12,364,437</b>		<b>12,575,461</b>
<b>営業利益</b>	<b>15,766,627</b>		<b>13,539,012</b>

(単位：千円)

	<b>第33期</b> (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	<b>第34期</b> (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	2 483	2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	2 38,388
その他	9,989	11,871

営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235
経常利益	16,212,226	14,076,123
特別利益		
投資有価証券売却益	516,394	501,778
ゴルフ会員権売却益	7,495	
特別利益合計	523,889	501,778
特別損失		
投資有価証券売却損	105,903	135,399
投資有価証券評価損	102,096	62,310
固定資産除却損	1	54
固定資産売却損	-	225
システム関連費	-	322,986
商標使用料	-	90,000
特別損失合計	208,054	615,770
税引前当期純利益	16,528,061	13,962,130
法人税、住民税及び事業税	2	5,252,224
法人税等調整額		76,092
法人税等合計		5,176,132
当期純利益	11,351,928	9,642,064

## (3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当						26,595,731	26,595,731	26,595,731	
当期純利益						11,351,928	11,351,928	11,351,928	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計						15,243,802	15,243,802	15,243,802	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928

株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金			その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剩余金	
	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剩余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剩余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年

器具備品 2年~20年

投資不動産 3年~47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

### 3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4.引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### (2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### （表示方法の変更）

#### 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

### （未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わ

せて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2)適用予定期

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産		138,024千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物		2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料		38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (リース取引関係)

### 借主側

#### オペレーティング・リース取引

#### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてありません(注2)参照)。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

#### (有価証券関係)

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	-	-
	債券	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	小計	14,744,545	12,559,380
	株式	-	-
	債券	-	-
その他	その他	8,012,389	8,573,551
	小計	8,012,389	8,573,551
合計	22,756,935	21,132,932	1,624,002

### 3. 売却したその他有価証券

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円(その他有価証券のその他102,096千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
	退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	15,898
退職給付の支払額	188,683	218,947
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	173,748	203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	2,723,393	2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351
未認識数理計算上の差異	169,893	114,968
未認識過去勤務費用	550,128	484,766
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	434,700	415,234
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の費用処理額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付費用	281,066	284,199

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9

合計	100	100
----	-----	-----

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069 ~ 0.67%	0.035 ~ 0.49%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	445,379千円	436,050千円
投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	133,105	127,144
連結納税適用による時価評価	1,382	1,320
その他有価証券評価差額金	655,348	497,269
その他	4	108
繰延税金負債 合計	789,840	625,842
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,237,989</b>	<b>1,496,180</b>

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期(平成30年3月31日現在)及び第34期(平成31年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

**[セグメント情報]**

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)及び第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**[関連情報]**

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)及び第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

**1. 製品及びサービスごとの情報**

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**2. 地域ごとの情報****(1) 営業収益**

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

**(2) 有形固定資産**

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

**3. 主要な顧客ごとの情報**

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

**[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]**

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]**

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]**

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**(関連当事者情報)****1. 関連当事者との取引****(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等**

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主								5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱い及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱い及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

## 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし(注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	4,629,670千円	未払手数料	734,633千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入(注3)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。  
なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

### 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

### (1株当たり情報)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益金額(千円)	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	11,351,928	9,642,064

普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581
------------------	---------	---------

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第35期中間会計期間  
(令和元年9月30日現在)

## (資産の部)

## 流動資産

現金及び預金	46,350,665
有価証券	3,906,355
前払費用	620,446
未収入金	8,561
未収委託者報酬	10,170,592
未収収益	585,312
金銭の信託	100,000
その他	134,705
流動資産合計	61,876,640

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	1	603,277
器具備品	1	794,065
土地		628,433
有形固定資産合計		2,025,776

## 無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	3,390,287
ソフトウェア仮勘定	1,024,221
無形固定資産合計	4,430,330

## 投資その他の資産

投資有価証券	18,792,024
関係会社株式	320,136
投資不動産	822,988
長期差入保証金	579,291
前払年金費用	420,773
繰延税金資産	1,420,372
その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	22,377,216
固定資産合計	28,833,324
資産合計	90,709,964

(単位:千円)

第35期中間会計期間  
(令和元年9月30日現在)

## (負債の部)

## 流動負債

預り金	290,587
未払金	
未払収益分配金	131,632
未払償還金	424,093
未払手数料	4,009,808
その他未払金	2,100,383

未払費用		3,020,441
未払消費税等	2	381,045
未払法人税等		651,051
賞与引当金		924,061
役員賞与引当金		62,295
その他		900,753
流動負債合計		12,896,152

固定負債		
長期未払金		32,400
退職給付引当金		940,446
役員退職慰労引当金		107,709
時効後支払損引当金		243,873
固定負債合計		1,324,430
負債合計		14,220,582

## (純資産の部)

株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		21,264,872
利益剰余金合計		28,605,462
株主資本合計		75,338,306

(単位：千円)

## 第35期中間会計期間

(令和元年9月30日現在)

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,151,075
評価・換算差額等合計		1,151,075
純資産合計		76,489,381
負債純資産合計		90,709,964

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

## 第35期中間会計期間

(自 平成31年4月1日

至 令和元年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		34,073,281
投資顧問料		1,143,410
その他営業収益		8,361
営業収益合計		35,225,053
営業費用		
支払手数料		13,714,724
広告宣伝費		252,678
公告費		250
調査費		

調査費	
委託調査費	911,961
事務委託費	5,769,907
営業雜経費	351,511
通信費	78,084
印刷費	218,610
協会費	25,207
諸会費	8,034
事務機器関連費	931,984
営業費用合計	22,262,956
一般管理費	
給料	
役員報酬	177,096
給料・手当	2,873,051
賞与引当金繰入	924,061
役員賞与引当金繰入	62,295
福利厚生費	635,789
交際費	4,597
旅費交通費	97,388
租税公課	193,484
不動産賃借料	327,917
退職給付費用	212,710
役員退職慰労引当金繰入	25,108
固定資産減価償却費	1
諸経費	647,817
一般管理費合計	177,080
営業利益	6,358,399
	6,603,697

(単位：千円)

## 第35期中間会計期間

(自 平成31年4月1日

至 令和元年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	34,517
受取利息	2,101
投資有価証券償還益	327,868
収益分配金等時効完成分	73,834
受取賃貸料	32,904
その他	15,364
営業外収益合計	486,590
営業外費用	
投資有価証券償還損	46,457
賃貸関連費用	1
その他	12,337
営業外費用合計	175
経常利益	58,970
特別利益	7,031,318
投資有価証券売却益	53,850
特別利益合計	53,850
特別損失	
投資有価証券売却損	36,721
投資有価証券評価損	17,395
固定資産除却損	37
固定資産売却損	435

特別損失合計	54,589
税引前中間純利益	7,030,579
法人税、住民税及び事業税	2,095,061
法人税等調整額	65,064
法人税等合計	2,160,126
中間純利益	4,870,453

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028	
当中間期変動額										
剩余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175	
中間純利益							4,870,453	4,870,453	4,870,453	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計							4,804,722	4,804,722	4,804,722	
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	21,264,872	28,605,462	75,338,306	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当中間期変動額			
剩余金の配当			9,675,175
中間純利益			4,870,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24,341	24,341	24,341
当中間期変動額合計	24,341	24,341	4,780,380
当中間期末残高	1,151,075	1,151,075	76,489,381

**[重要な会計方針]**

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第35期中間会計期間  
(令和元年9月30日現在)

建物	575,110千円
器具備品	1,377,937千円
投資不動産	141,659千円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

第35期中間会計期間  
(自 平成31年4月1日  
至 令和元年9月30日)

有形固定資産	85,187千円
無形固定資産	562,630千円
投資不動産	3,634千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (リース取引関係)

第35期中間会計期間(令和元年9月30日現在)

## 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	675,956千円
1年超	337,978千円
合 計	1,013,934千円

## (金融商品関係)

第35期中間会計期間(令和元年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

	中間貸借対照表計 上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	46,350,665	46,350,665	-
(2) 有価証券	3,906,355	3,906,355	-
(3) 未収委託者報酬	10,170,592	10,170,592	-
(4) 投資有価証券	18,736,664	18,736,664	-
資産計	79,164,277	79,164,277	-
(1) 未払手数料	4,009,808	4,009,808	-

負債計	4,009,808	4,009,808	-
-----	-----------	-----------	---

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額55,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

第35期中間会計期間（令和元年9月30日現在）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	16,466,321	14,354,198	2,112,123
	小計	16,466,321	14,354,198	2,112,123
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,176,697	6,629,733	453,035
	小計	6,176,697	6,629,733	453,035
合計		22,643,019	20,983,931	1,659,087

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額55,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について17,395千円（その他有価証券のその他17,395千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## (セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (1) 株当たり情報

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第35期中間会計期間 (令和元年9月30日現在)	
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	361,513.47円
純資産の部の合計額(千円)	76,489,381
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	76,489,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	23,019.33円
中間純利益金額(千円)	4,870,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,870,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2019年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社琉球銀行	56,967 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 3 【資本関係】

&lt;訂正前&gt;

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年6月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

&lt;訂正後&gt;

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 独立監査人の監査報告書

令和2年1月15日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）の令和1年6月11日から令和1年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）の令和1年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 青木裕晃印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 伊藤鉄也印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和元年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 伊藤 鉄也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手續が実施される。中間監査手續は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手續に必要に応じて追加の監査手續が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手續を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。